

随 意 契 約 結 果 書

物品等の名称及び数量	R 6 渡良瀬川河川事務所非常用放送設備修繕
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所長 荒井 満 栃木県足利市田中町 6 6 1 - 3
契約締結日	令和 6 年 7 月 3 1 日
契約の相手方の氏名及び住所	有限会社トヨタ総合防災 栃木県足利市利保町 1 丁目 7 番地の 5
契約金額（消費税及び地方消費税含む）	3, 3 7 8, 6 5 0 円
予定価格（消費税及び地方消費税含む）	3, 3 7 8, 6 5 0 円
随意契約によることとした理由	本件は、渡良瀬川河川事務所に設置されている非常用放送設備を修繕するものである。 令和 6 年 7 月 2 2 日（月）の落雷の影響で非常用放送設備が動作しないことが令和 6 年 7 月 2 3 日（火）に確認された。 R 6 渡良瀬川河川事務所消防設備等点検業務により調査を行ったところ、設備全体の故障が発見され、機器等の交換が必要ことが判明した。 非常用放送設備については消防法で設置が義務づけられており、速やかに正常な状態にしなければならない。 現状では、事務所全館に非常放送が流れない状況であり、災害等の緊急時に職員及び来庁者を速やかに避難誘導することができず、職員及び来庁者の安全を確保することができないため、ただちに修繕することが必要である。 上記業者は、R 6 渡良瀬川河川事務所消防設備等点検業務を履行中であり、当事務所の非常用放送設備の最新の状況を熟知し的確な判断が可能である。 また、近隣業者に確認した結果、上記業者より迅速な対応をとれる業者がいなかったことから、上記業者と随意契約するものである。 （適用法令） 会計法第 29 条の 3 第 4 項、予決令第 102 条の 4 第 3 号
備 考	